

基幹放送用周波数使用計画の一部を変更する告示案新旧対照表

○ 基幹放送用周波数使用計画（昭和六十三年郵政省告示第六百六十一号）

（傍線部分は変更部分）

u003cbr>

変更案	現行
<p>第1 総則</p> <p>1 (略)</p> <p>2 この計画において周波数等は、次により表示する。</p> <p>(1) 周波数</p> <p>各基幹放送局に使用させることができる周波数帯の中央の周波数（中波放送及び超短波放送については、次に掲げる周波数、テレビジョン放送に係るものについては、次に掲げるチャンネル番号）</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>3～5 (略)</p> <p>6 移動受信用地上基幹放送を行う基幹放送局に使用させることのできる周波数は次のものとする。</p> <p>97MHz (注1)</p> <p>101.285714MHz</p> <p>105.571429MHz (注2)</p> <p>207.5MHz以上222MHz以下の周波数</p> <p>(注1) 97MHzの周波数の電波の使用は、101.285714MHz又は105.571429MHzの周波数の電波を使用する放送局を開設する際に、混信又は混信の可能性が発生し、これを回避するために真に必要な場合に限る。</p> <p>(注2) 105.571429MHzの周波数の電波を使用する放送局を開設する際に、混信又は混信の可能性が発生し、これを回避するため<u>に真に必要な場合は、105.428571MHzの周波数の電波を使用することができる。</u></p> <p>7～12 (略)</p> <p>第2～第7 (略)</p>	<p>第1 総則</p> <p>1 (略)</p> <p>2 この計画において周波数等は、次により表示する。</p> <p>(1) 周波数</p> <p>各基幹放送局に使用させることができる周波数帯の中央の周波数（中波放送及び超短波放送については、次に掲げる周波数、テレビジョン放送に係るものについては、次に掲げるチャンネル番号）</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>3～5 (略)</p> <p>6 移動受信用地上基幹放送を行う基幹放送局に使用させることのできる周波数は次のものとする。</p> <p>97MHz (注)</p> <p>101.285714MHz</p> <p>105.571429MHz</p> <p>207.5MHz以上222MHz以下の周波数</p> <p>(注) 97MHzの周波数の電波の使用は、101.285714MHz又は105.571429MHzの周波数の電波を使用する放送局を開設する際に、混信又は混信の可能性が発生し、これを回避するために真に必要な場合に限る。</p> <p>7～12 (略)</p> <p>第2～第7 (略)</p>